



府消委第287号

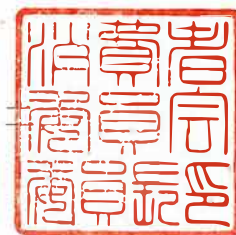
平成26年12月9日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上 正 二



答 申 書

平成26年10月31日付け消食表第265号をもって諮問のあった、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について下記のとおり答申する。

なお、特保制度との関係・整序などの根本的な問題や、いわゆる健康食品や特保を含め表示だけでなく広く広告を含めたあるべきルールの問題について、さらに消費者委員会として、引き続き検討を加える所存である。

記

新制度が、事業者が自己認証により当該食品に機能性があることを確認し消費者庁に届け出る制度であることに鑑み、届出内容が事実と異なる場合の対応方法や、消費者の安全性の担保が重要な課題となる。この点、届出がなされた場合には、当該食品に機能性があると事業者が結論づけた根拠も含め、販売開始の60日前には消費者庁に届け出された情報がインターネットで公開され、誰でも内容を確認できる制度であることや、行政が市場から製品を購入し、実際の製品に届出内容どおりの関与成分が正しく含まれているかを検査する体制を構築しようとしていること、また、万が一、事故が起こった場合に備え、届出事業者に消費者庁に直接事故情報を報告させることとなっている点など評価

できる点もある。したがって、食品の機能性にかかる正確な情報を提供することにより一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に寄与しうる制度を創設するにあたっては、本委員会として、本諮問にかかる制度も、ありうべき選択肢の一つであると判断した。

一方、制度の実現にあたっては、適切な形での広告規制と安全確保が施され、消費者にとってわかりやすい表示になる必要があるところ、今後消費者庁が策定を予定している通知やガイドラインにおいて規定されるべき事項も多く、今回の審議において具体的に確認できていない。本制度の策定にあたっては、食品の安全と消費者の商品の合理的選択の確保の観点から構想されている新たな制度及びその基準の運用を万全なものとするため、以下1. ～9. に所管省庁である消費者庁が真摯に対応することが必須であると考え。よって、以下1. ～9. の実施を前提として、別添の諮問案のとおりとすることが適当とする。

1. 施行通知やガイドラインの策定にあたっては、「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会報告書」のうち食品表示基準に記載されていない事項が全て網羅され、消費者の安全が必ず確保されるよう、慎重に内容を検討すること。また、制度を運用するにあたり、消費者の安全確保の観点から食品安全委員会の知見を活用することが有効な場合には、積極的に連携を図ること。
2. 食品の性格上、安全性の徹底は極めて重要であるため、速やかな検査体制を構築し、安全性に問題がある場合は、早急に適切かつ厳格な行政処分や罰則が科されるよう、所管省庁において定員・予算を含め十分な執行体制が構築されること。
3. 届出後、当該食品の機能性に十分な科学的根拠がないことが判明した場合には、早急に適切かつ厳格な行政処分や罰則が科されるよう、所管省庁において定員・予算を含め、十分な執行体制が構築されること。
4. 機能性表示食品の新たな制度が実現することで、現在「いわゆる健康食品」として一括して取り扱われている製品群のなかから、科学的根拠に基づく機

能性を表示した製品群が消費者に選択されることによって、科学的根拠のない製品群が市場から淘汰されることを強く期待したい。このためには、容器包装への表示のみならず、科学的根拠の無いイメージ広告等に対する景品表示法や健康増進法に基づく行政処分をより強化すべきであり、そのため、所管省庁において定員・予算を含め十分な執行体制が構築されること。

5. 2. ～ 4. の実現に向け、消費者庁は本制度の司令塔として、関係省庁と緊密に連携を取っていくこと。

6. 届出事業者から消費者庁への事故情報の報告が必ず行われるよう、制度設計を行うにあたり十分に留意すること。

7. 特に、サプリメント形状の加工食品については、GMPに基づく製品管理の推進と誤解を招くことのないわかりやすい表示を行うこと。

8. この制度をより堅固なものとするために、制度の脆弱性を克服するべく、次の義務及び権限についての法的基盤について、実施後すみやかに補強・整備すること。①食品の機能性表示を行う事業者は、科学的根拠を証する情報を含む所定事項を消費者庁長官に届け出なければならないという、事業者の義務。②科学的根拠を証明せずに、又は消費者庁長官に対する届出をせずに食品の機能性表示を行う事業者に対し、行政処分を行う権限。

9. 諮問案の構想する制度に基づく表示によって、消費者の当該食品の安全性や機能性への安易な期待感が増幅することが危惧されるため、この懸念を払しょくするべく、消費者に対する適切な情報提供と啓発が実施されること。